

令和7年度

危機管理対応マニュアル

おさない



はしらない



しゃべらない



もどらない



加古郡稲美町立
加古小学校

危機管理計画の内容

1. 危機管理体制に関する事	1
(1) 基本的な考え方	
(2) 校内危機管理教育推進委員会	
(3) 職員の参集体制	
(4) 危機管理組織と分掌内容	
2. 安全点検に関する事	3
(1) 点検の実施方法	
(2) 防災設備の安全確認	
(3) 避難経路の安全確認	
(4) 通学路の安全点検	
(5) 日常的な安全点検・点検ポイント	
3. 自然災害・火災発生時の対応と防災(避難)訓練の実施に関する事	5
(1) 地震発生時の対応と留意事項	
(2) 火災発生時の対応と留意事項	
(3) 風水害発生時の対応と留意事項	
(4) 防災(避難)訓練指導計画	
4. 危機管理教育の実施に関する事	12
(1) 防災教育指導計画	
5. 緊急時の連絡体制に関する事	13
(1) 職員への連絡	
(2) 保護者への連絡(引渡し方法)	
(3) 関係機関への連絡	
6. 学校が避難所となった場合の対応に関する事	14
(1) 避難所としての基本的な学校の対応	
(2) 避難所支援体制	
(3) 避難所になった場合の職員の役割	
7. 学校教育再開に向けた対応	15
8. 危機管理マニュアル(不審者対応)	16
9. 熱中症対策マニュアル	18
10. 参考資料	22

Ⅰ. 危機管理体制に関すること

(1) 基本的な考え方

学校では、災害発生時にまず児童の安全確保及び保護を優先して行動する。そのため、災害がいつ発生しても対応できるよう、危機管理マニュアルを作成して危機管理体制の整備・充実をはかる。しかし、災害発生時には、予想し難い事態が起こる可能性もある。そこで、危機管理マニュアルを基に臨機応変に対応できる体制を共通理解しておく。

(2) 校内危機管理教育推進委員会

ア. 委員会の構成・・・・・・運営委員会をこれにあてる

イ. 内容・・・・・・・・・・危機管理教育の推進・防災計画の検討・作成

(3) 教職員の参集体制

夜間・休日の勤務時間及び出張中に災害が発生した場合、その災害の種類や規模、発生状況により教職員の連絡体制、参集体制を考える。

① 震度 5 弱以上 大規模被害	全職員、自宅・家族の安全を確認後、自発的に参集する。 交通が途絶え出勤できない職員は、自宅待機する。
② 震度 4 中規模被害	管理職及び防災担当、町内に居住する職員は、自発的に参集する。

(4)危機管理組織と分掌内容 ※児童の避難誘導を最優先し、その後担当の役割を行う。

班	分 掌 内 容		担 当 者 (まず担当階の児童 避難誘導を行う)
	災 害 時	通 常 時	
通 報 保護者連絡	・本部の指示で緊急放送 ・関係機関への連絡 (教委・消防署・警察) ・保護者への連絡 ・本部への連絡	・通報機器の点検	教頭 稲継
避難誘導 安否確認	・児童を安全地帯へ 避難誘導 ・児童の確認と安全管理 ・職員のア否確認 ・不安除去対策 ・行方不明児童の報告 ・本部への連絡	・避難経路点検 ・避難場所点検 ・避難器具点検	《避難誘導》 災害発生時授業者 その時間の授業者 《安否確認》 授業者以外の職員
救 護	・救急用品の貸出 ・救護所の設置 ・負傷者の応急処置 ・医療機関に連絡と要請 ・負傷者の応急処置記録 ・本部への連絡	・救急器具や医療品 の点検	藤井
消 火 ・ 警 備	・校内巡視 (残留児童の確認) ・火気器具、薬品等の点検 ・初期消火活動 ・災害状況の把握 ・火災盗難等の防止 ・出入口の警備 ・外来者の警戒 ・本部への連絡	・火気器具設置場所 リストの作成と管理 ・消火器具の点検 ・防災用具の点検 ・器具使用方法の熟知 ・水道、ガス、灯油の 管理	植野 富田 大路

※安否確認→校内巡視箇所各教室、トイレ個室

※外部連絡・・・消防署119 警察署110

町教委492－9149(直通)

※児童名簿・引渡しカードは常時、金庫で保管

2. 安全点検に関すること

(1)点検の実施方法

- ①定期的な安全点検・日常及び随時の安全点検を計画的に実施する。
- ②定期的に専門業者による安全点検を実施する。

(2)防災設備の安全確認

- ①消火器……定位置に必要な数あるか。 使用可能な状態にあるか。
- ②消火栓……ホースは傷んでいないか。 使用可能な状態にあるか。
- ③火災報知機・防火扉・緊急避難器具等、専門業者による点検の実施。

(3)避難経路の安全確認

- ①避難経路となる廊下、階段、出入り口等には、障害となるロッカー等を置かず、車椅子が通過できるだけのスペースを確保しておく。
- ②校舎が一部倒壊した場合の、複数の避難経路を共通理解しておく。
- ③校内放送設備が破損した場合の避難誘導方法を共通理解しておく。

(4)通学路等の安全点検

- ①登下校時に災害が発生した場合に備えて、通学路の安全点検を定期的に実施する。
- ②通学路の危険箇所の確認をする。
 - ・落下しそうな看板や架線・転倒が予想される自動販売機等
 - ・増水によって、通学路が遮られるおそれのある箇所
- ③通学路の近くにある避難場所(公園)の確認。

(5) 日常的な安全点検・点検ポイント

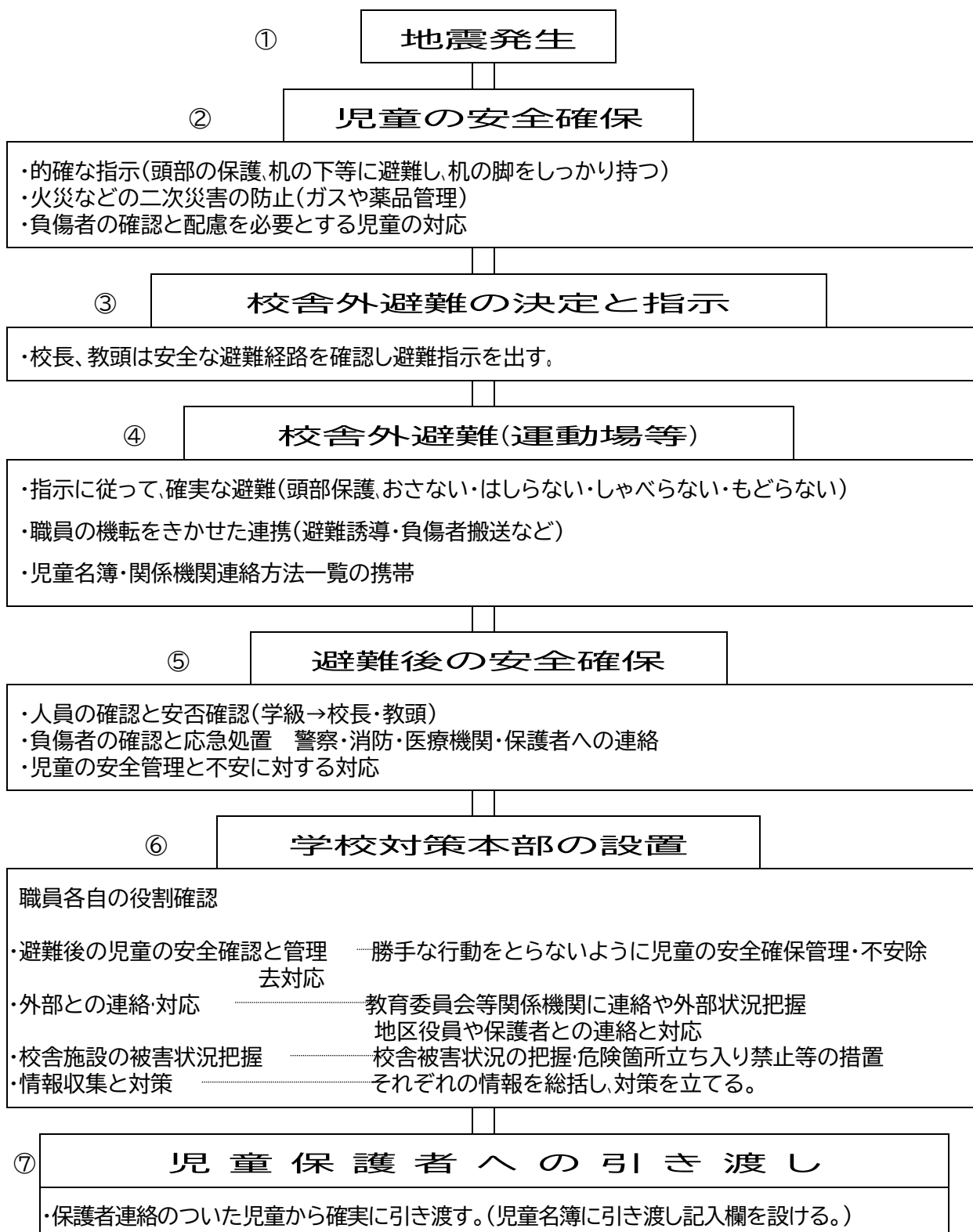
備品・設備	該 当 箇 所	点 検 ポ イ ン ト
ガラス 蛍光灯	教室、廊下、階段、トイレ 出入り口、体育館	・割れて散乱していないか。 ・固定されているか。
ロッカー 本棚・ドア	教室、特別教室、図書室 職員室	・転倒、移動の危険はないか。 ・上部に落下しやすい物を置いていないか。
ガラス器具 食器類	理科室、保健室、家庭科室 職員室、用務員室、給食室	・転倒、落下、破損の危険はないか。 ・棚など収納場所の扉は簡単に開かないか。
薬品類 医療品類	理科室、保健室	・収納場所の扉は簡単に開かないか。 ・劇薬等の危険性の高い薬品類、あるいは薬品が混合した場合に危険がある物は、保管場所、保管方法を考えてあるか。
電子黒板 コンピューター	コンピューター室 教室、放送室	・転倒、落下、破損の危険はないか。 ・移動しないように固定しているか。 ・固定器具はゆるんでいないか。
鉄棒・ゴール 遊具等	運動場	・転倒、移動の危険性はないか。 ・破損箇所はないか。
ガス	家庭科室、理科室、職員室 保健室、用務員室、給食室 ガス保管庫	・元栓は閉めているか。 ・ガス漏れ警報機は正常に作動しているか。 ・ガス管は老朽化していないか。 ・ボンベ等が転倒する危険はないか。
エアコン	全教室	・落下の危険はないか。
灯油等油類	油庫	・周りに引火物等はないか。 ・転倒し、流出することはないか。
校門	東門・正門	施錠できる状態か。

不審者侵入の防止の観点から、各階に死角がないかも合わせて確認をお願いします。

3. 自然災害・火災発生時の対応と防災（避難）訓練の実施に関すること

(1)地震発生時の対応と留意事項

ア. 学校生活中の基本的対応



《場所別の初期行動》

場 所	具 体 的 な 行 動
教 室	・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	・実験中・調理中であれば、危険物から離れる。 ＜実験器具棚、調理器具類、備品棚、実験器具、アイロン等＞
体 育 館	・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し、姿勢を低くする。 ＜状況により、壁や柱に寄り添う方がいい場合がある。＞
プ ー ル	・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。揺れがおさまれば、素早くプールから出る。
廊下や階段	・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で姿勢を低くする。または、近くの教室の机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
ト イ レ	・ドアを開き、頭部を保護して動かずにいる。
運動場・中庭	・校舎等の建物や遊具等の倒壊の恐れのある物から離れる。そして、体を低くする。

〔留意事項〕

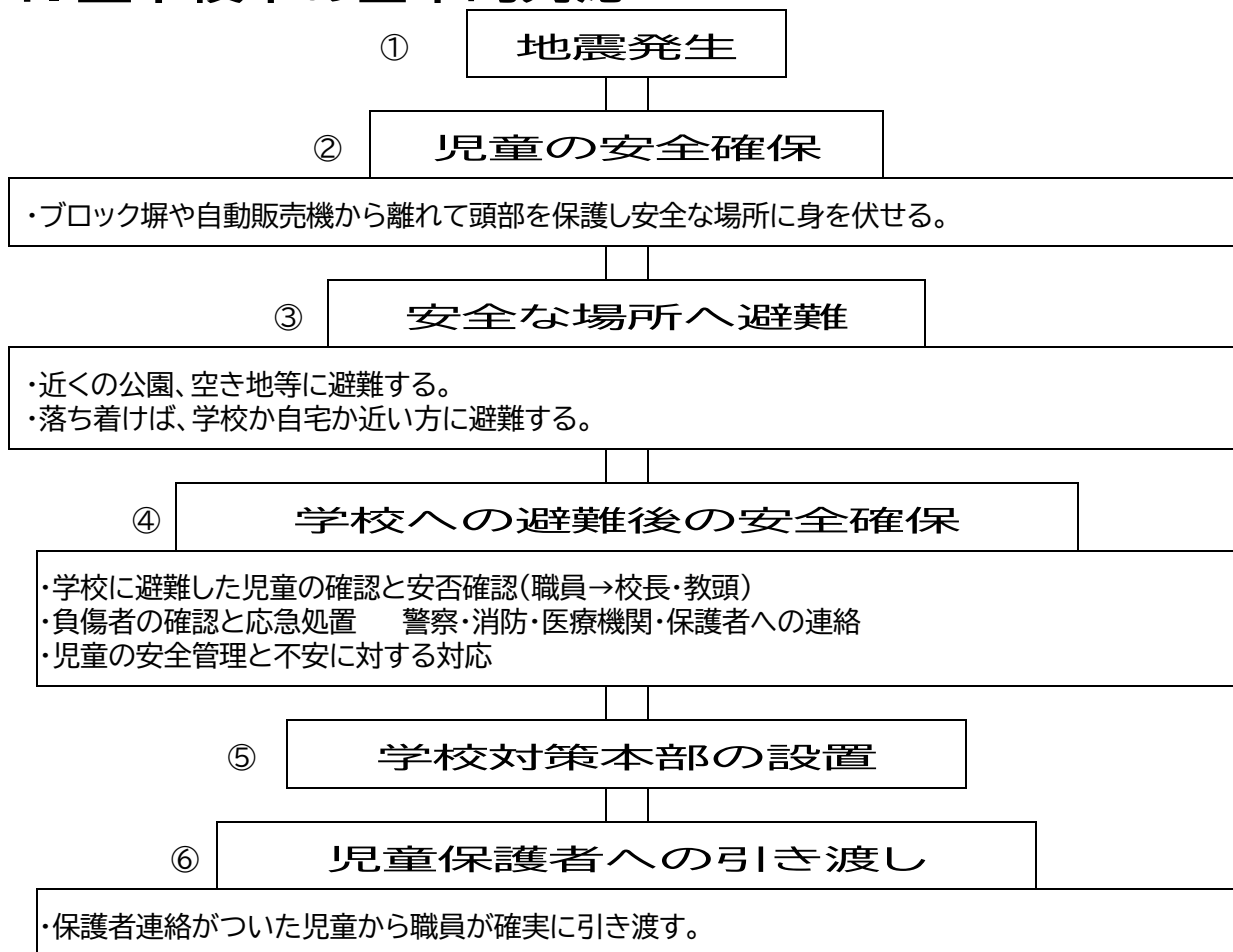
授業中の安全確保

- ・揺れている間は、落下物や倒壊物に気をつけ、頭部を守ってじっと待機する。
- ・教師は、冷静に的確な指示を与える。
- ・安心させるような声かけを続ける。
- ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具をコンセントから抜く。

休み時間・放課後等の安全確保

- ・教職員がその場にいないくても、児童が安全な行動がとれるよう、平素から指導しておく。
- ・揺れがおさまるまで、頭部を覆ってじっと待機し、教師の指示を待ち避難する。
- ・近くにいる児童に声かけや指示をして不安や恐怖心を和らげる。

イ. 登下校中の基本的対応



〔留意事項〕

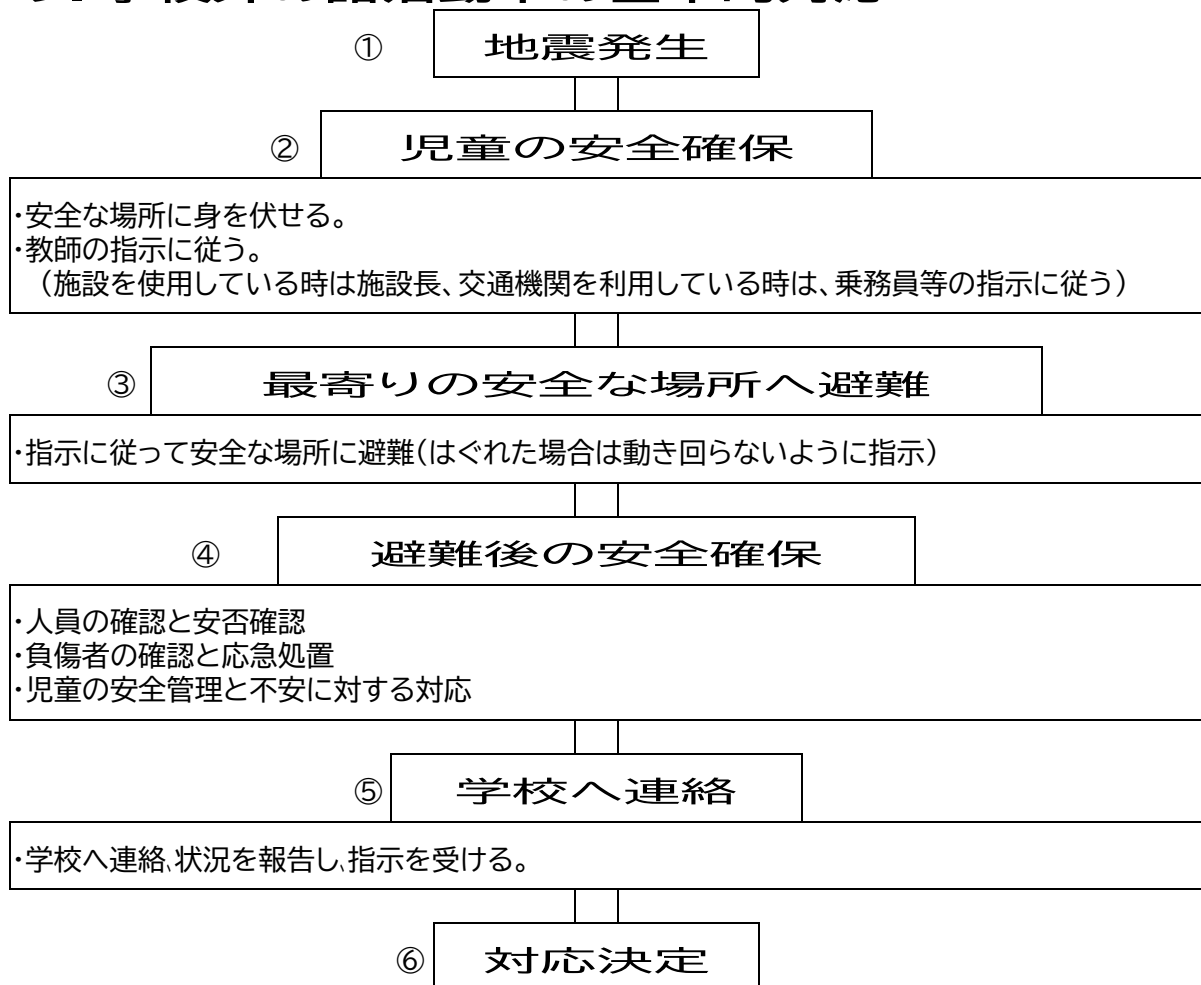
登下校時の安全確保

- ・通学路について安全点検を行い、保護者及び児童に周知し、万一の場合に落ち合う場所を決めさせておく。
- ・児童が自主的に判断して避難行動を取ることが原則となるため、日ごろから、防災リテラシー（自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力）の育成を図る。
- ・揺れがおさまったら、自宅・近くの家・学校に避難するか、近い方を選び、素早く行動することを理解させておく。なお、学校に避難してきた児童については、保護者に引き渡すまで学校で保護する。

安否確認

- ・児童の安否確認が確実に行えるように、連絡体制を整備しておく。

ウ. 学校外の諸活動中の基本的対応



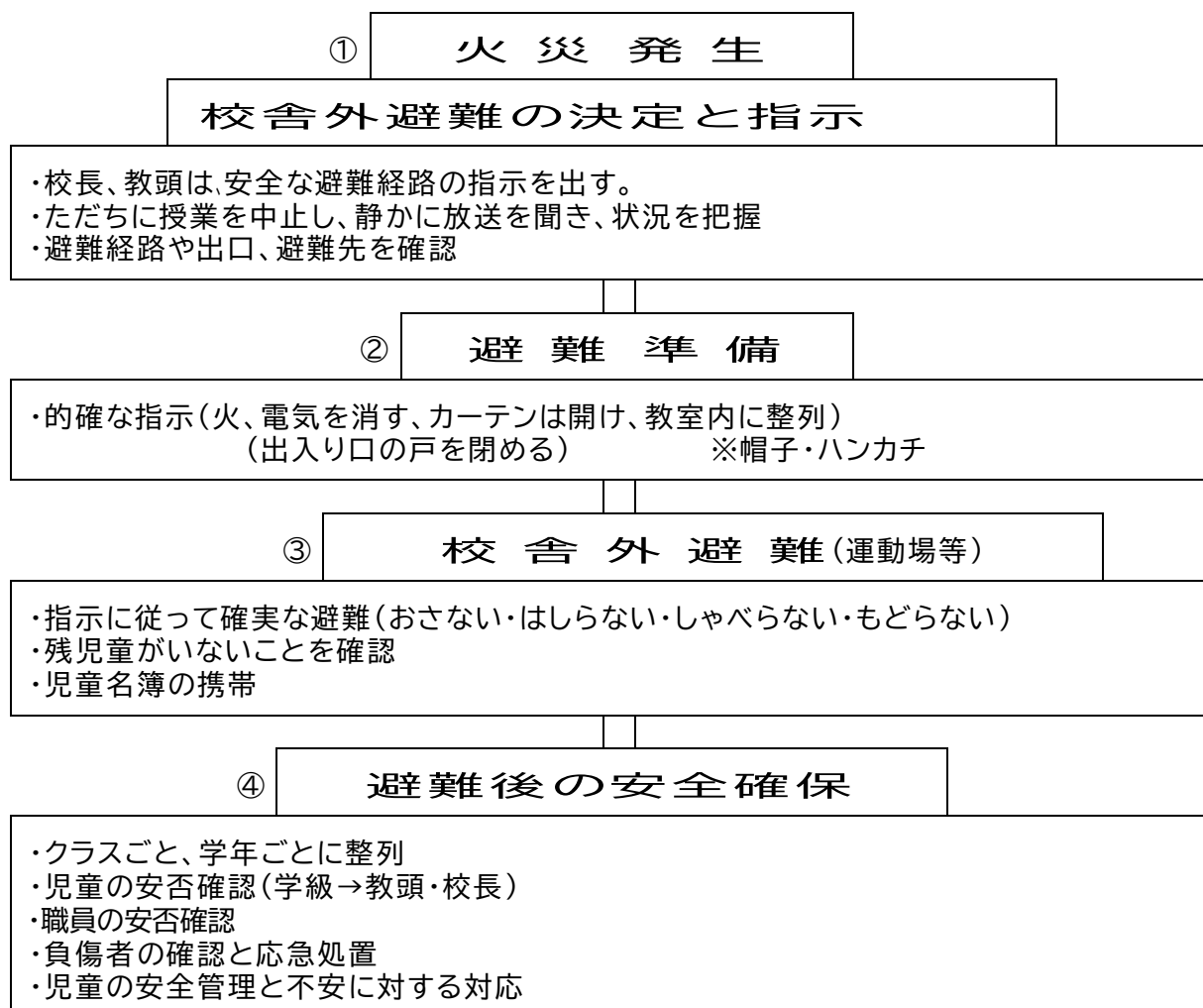
[留意事項]

教師の対応

- ・室内では、初期行動や避難方法は授業中と同じ方法で行う。
- ・海岸では津波、山間部では崖崩れに注意して安全な場所に避難させる。
- ・施設では、避難経路、避難方法を指導しておくが、災害発生時は安全確認する者と、避難誘導する者とを分担して連携しながら建物外に出る。

(2)火災発生時の対応と留意事項

ア. 基本的対応

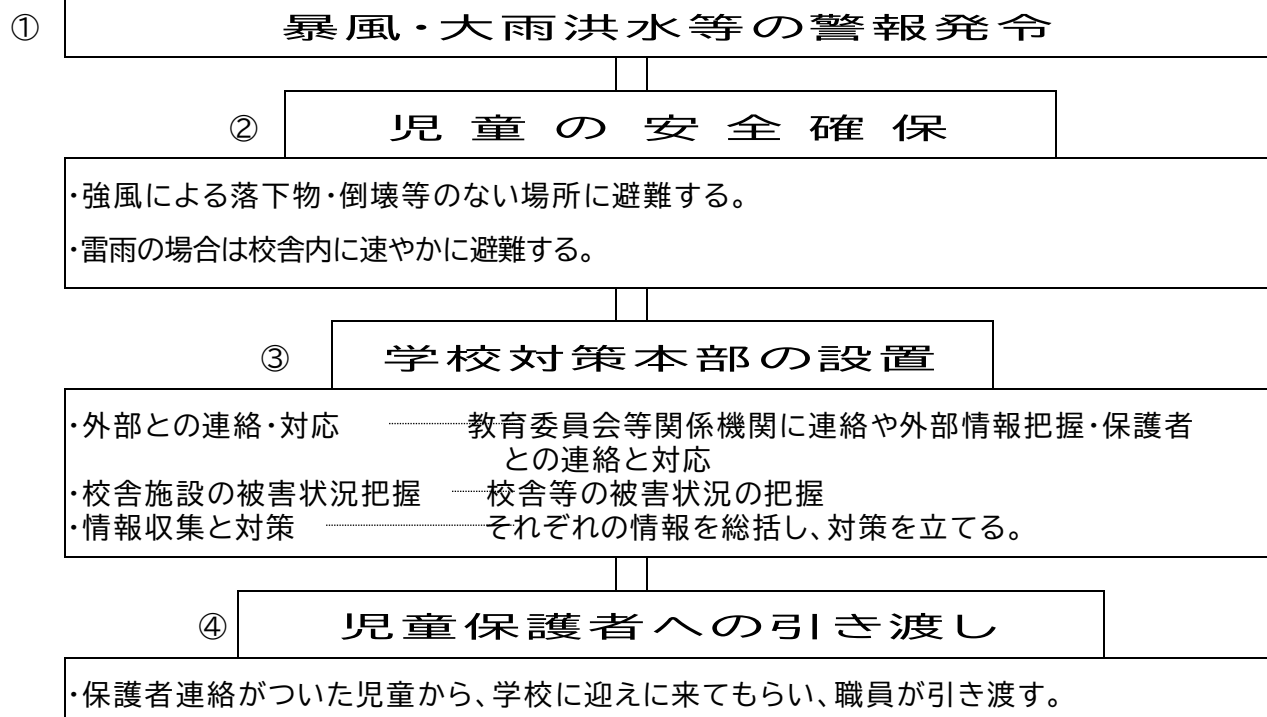


イ. 休憩時・放課後等の対応

- ・静かに緊急放送を聞き、指示に従ってただちに運動場に避難する。
(教室ごとにまとまって「基本的対応」にそって避難させる。)
- ・各階に残っている教師を中心に担任教師が避難指示・誘導にあたる。
- ・教師は、各階ごとに残児童がいないか、各教室を全て確認する。
(1階-山原、2階-竹中、3階-川中)

(3)風水害発生時の対応と留意事項

ア. 学校生活中の基本的対応



イ. 登下校中の基本的対応

＜登校中＞ ・全児童の登校を待ち、学校生活中の基本的対応に準じて、保護者に引き渡す。

・職員による校区巡視を実施する。

＜下校中＞ ・ただちに下校指導を行う。

・児童の安全確保のため、授業の短縮等を行い、全校一斉下校を実施する。

(4) 防災(避難)訓練指導計画

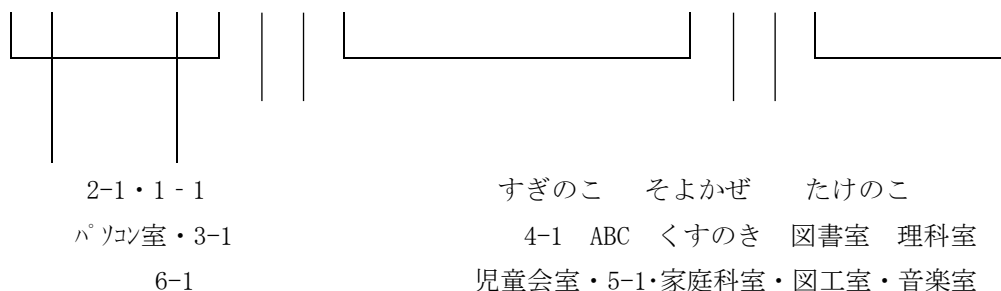
ア. 避難経路

< 火災の場合 >

① 出火の予想される場所 A 給食室 B 職員室、特別教室（理科室・家庭科室）

② 避難経路及び順序（P16 資料1参照）

A 給食室から出火予想の場合



B 職員室・特別教室（東側）から出火予想の場合

・1・2年生在室児童以外は、西入り口から外へ

・1・2年生在室児童はテラスから外へ

※混雑が予想されるので、臨機応変にテラスからの出入り口も利用する。

< 地震の場合 >

①避難経路及び順序 状況により、上記のA，Bのどれかで対応

イ. 防災訓練の予定

第1回	地震・火災による避難訓練	・・・	5月
第2回	不審者対策の避難誘導訓練	・・・	10月
第3回	地震による避難訓練	・・・	1月

ウ. 防災訓練の方法

①災害発生状況の設定

第1回	災害の発生(家庭科室より出火)
第2回	不審者の侵入
第3回	地震の発生

②訓練要領

防災マニュアルにそって実施する。

・通報班、避難誘導班、救護班等、災害時の役割を常に熟知しておく。

4. 危機管理教育の実施に関する事

(1) 危機管理教育年間指導計画

1. 目的 阪神・淡路大震災や東日本大震災、火災や不審者対応等から自らの生命を守るため、災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し主体的に行動する力を育成する。

2. 年間実施計画（全6時間）

1 学期 4月26日（土）（1時間）

・保護者への引渡し訓練

災害、不審者等によって安全に下校できないときの「保護者の迎え」について訓練を行う。

5月30日（金） 2校時（1時間）

・避難訓練（地震・火災発生）

地震による火災が発生したことを想定して校内での安全な誘導

2 学期 9月随時（1時間）

・台風に備えて（風水害）

・防災学習をする。（学級指導）

10月28日（火）（1時間）

・不審者対策の避難訓練

※教師の不審者対応訓練は夏休み中に研修を行う。

3 学期 1月19日（月）（1時間）

・防災避難訓練（地震発生）

・当日までに防災学習（地震）

※「明日に生きる」を使って学習しておく

その他

・交通安全教室	5月22日（木）	・・・全校（雨天：体育館）
・登校・下校指導	毎月1回	
・安全点検	毎月1回、安全の日に実施	
・職員研修	避難訓練提案後実施	4月・9月・11月 各10分程度
	夏季研修	7月 夏季休業中

5. 緊急時の連絡体制に関すること

直ちに学校災害本部を設置し、外部との連絡・対応にあたる。

(1) 職員への連絡

- ・学校メールを通じて、連絡する。
- ・メールが届かない職員については、電話連絡する。
- ・連絡がつかない場合は、臨機応変に対応する。

(2) 保護者への連絡（引き渡し方法）

- ・引き渡すことを決定した場合は、メールで連絡し引き渡し訓練要領にそって、学級ごとに確実に保護者に引き渡す。※児童名簿、引渡しカードは職員室前引き出しに保管
- ・連絡がつかない場合は、避難所である学校が連絡がつくまで預かる。
- ・学校に待機させることになった場合は、下校後の安全が確認できた段階で引き渡しを実施する。

【災害時の引き渡しに関するルール】

	在宅中	登下校中	在校中
地震	震度5弱以上の地震では、自宅または避難場所に待機	安全な場所に避難し、揺れが収まったら学校か自宅に避難	震度5弱以上の地震では保護者の迎えまでは学校に待機。震度4以下では授業を再開
風水害	警報の発表の場合は自宅待機	学校か自宅の安全な方へ避難	通学路の安全確認を行い、集団下校または保護者に引き渡す。ただし危険な場合は迎えに来た保護者も学校に待機。

(3) 関係機関への連絡

- ・教育委員会（４９２－９１４９）、消防署（１１９）、警察（１１０）と連絡をとる。
- ・状況により町災害対策本部と連絡をとる。

(4) 安否確認

- ・休日や夜間などの在宅時や登下校時に大きな災害が起こった場合は、メール（安否確認アンケート）などを用いて安否確認を行う。
- ・職員が直接家庭や避難所等を訪問して安否確認する場合は、職員が二次被害に巻き込まれることのないよう留意する。

6. 学校が避難所となった場合の対応に関すること

(1) 避難所としての基本的な学校の対応

学校は、本来教育施設であり、災害時における学校の果たす第一義的な役割は、児童の安全を確保することにある。しかしながら、大規模災害が発生した場合には、避難所に指定されている本校では、学校の早期再開を念頭に置き、外部の救援体制が整うまでの初期段階（7日間ぐらい）において開設する。なお、避難所運営については、特に開設初期の業務のみを行うものとする。

備蓄倉庫内 物資一覧（2025年4月1日時点）

・ヘルメット 70 ・毛布約 600 ・ベスト 100 ・手洗い石鹸 40×3
 ・テント 1 ・薪 1kg ・簡易トイレ 100 ・ブルーシート 10
 ・水 500ml×24本 ・アルファ化米 50食分 ・段ボールベッド 約 30 台分

(2) 避難所支援体制

稲美町災害担当職員が来校後はその業務を町に任せ、連携を図り、できる範囲で支援していく。

① 施設開放区域の明示（P19 資料3参照）

・開放区域の明示・・・体育館 ⇒ 理科室⇒ABCルーム ⇒くすのき⇒家庭科室

⇒図工室 ⇒音楽室（原則として校舎東側解放、東階段、東トイレ使用）

※その後については協議 ※高齢者や障害者などへの優先的配慮

※立ち入り禁止区域を明示・・・校長室、職員室、保健室、放送室、理科準備室

校舎西側（学校区域とする。西階段、西トイレ使用禁止）

②避難者誘導

・体育館に入り切れなくなれば、校舎東側教室2F⇒3F（上記参照）と誘導する。

※避難所使用のマナーと一般的注意事項を徹底。（特にトイレ、ゴミ処理）

③避難者数の確認と避難者名簿の作成。

④情報・通信関係 ・町からの広報連絡。

・全体の被災状況等、情報の収集や提供。

⑤応急処置と救急病院への連絡。

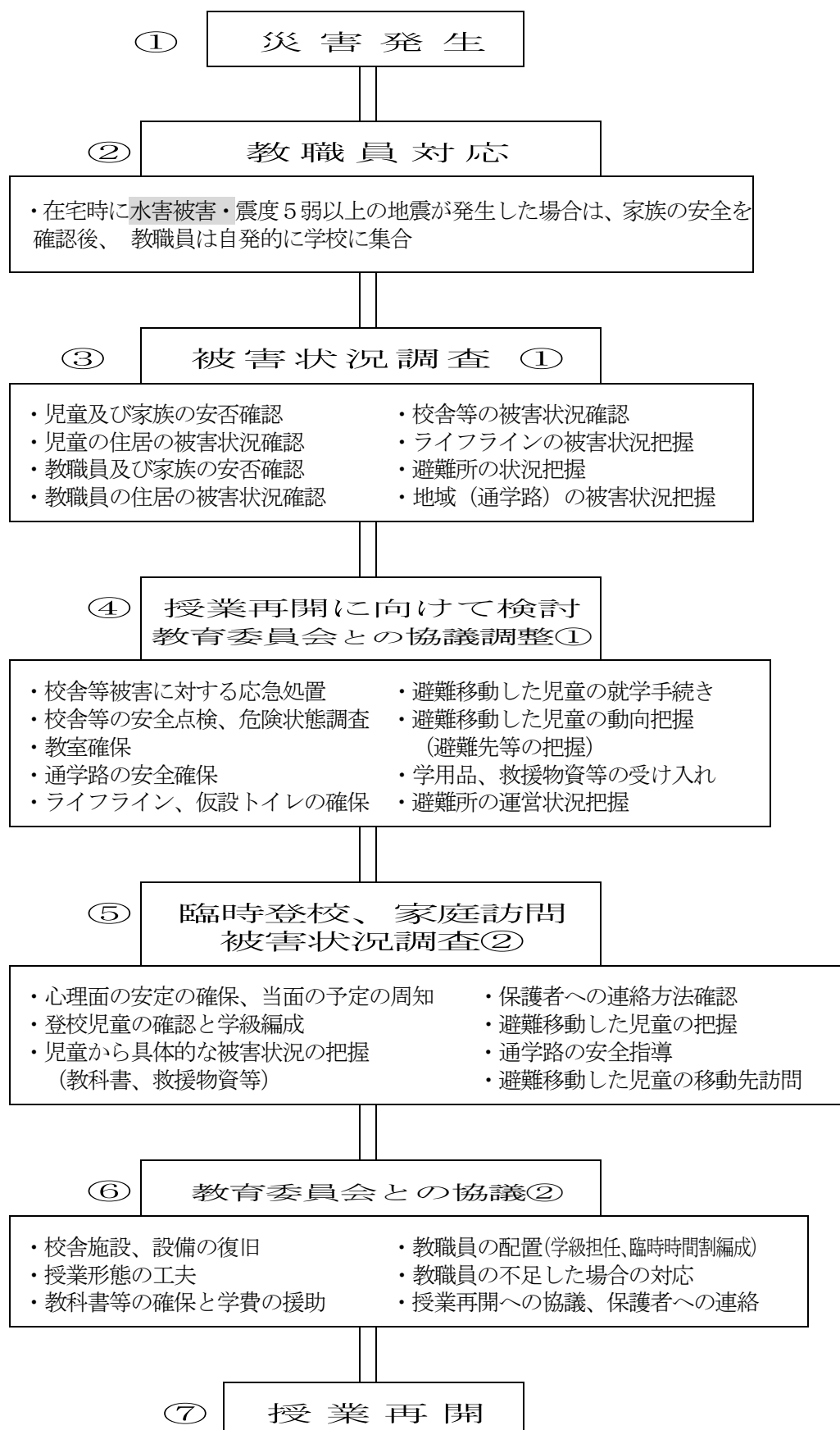
⑥救急物資の搬出入。

(3) 避難所になった場合の職員の役割 総括（校長・教頭）

	本 校 職 員
①施設等開放区域の明示	○植野・植村
②避難者誘導	○難波・守谷
③避難者数の確認・避難者名簿作成	○富田
④情報収集・広報活動	○吉田・大路
⑤応急処置・救急病院連絡	○藤井・魚住
⑥救急物資の搬出入	○稲継

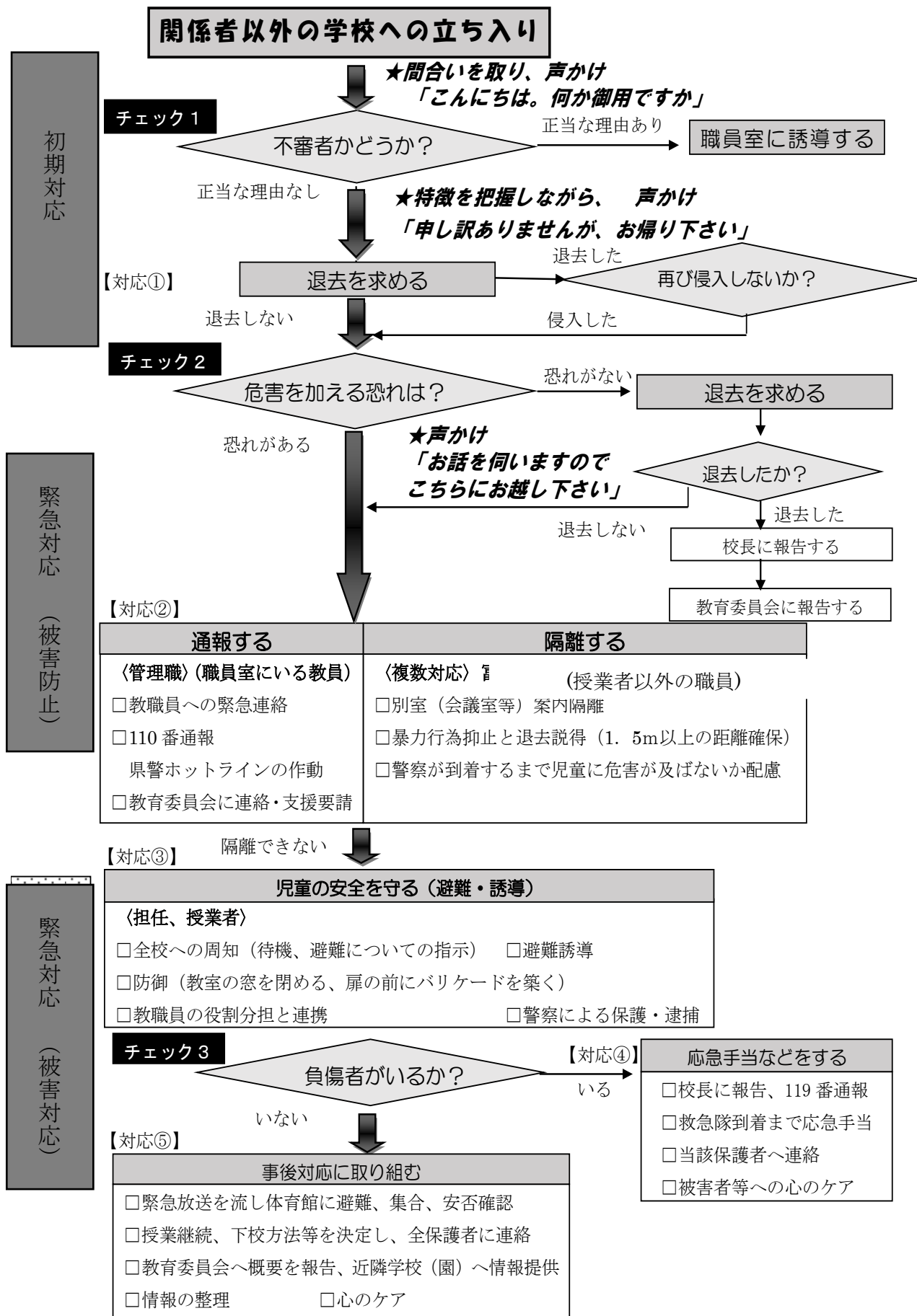
※職員の役割は原則上のとおりに分担して行うが、状況に応じて臨機応変に対応する。

7. 学校教育再開に向けた対応



8. 危機管理マニュアル(不審者対応)

■ 不審者侵入時の対応



■緊急放送

【待機と支援要請】・・・不審者が発見されたが危害を加える、すぐに避難しないとき

「授業中に失礼します。加古先生、至急 東玄関(不審者の場所)までお越しください。」

(2回繰り返す)

《児童への指導》

- ① 緊急放送を、その場で、静かに聞かせる。(不審者進入場所の確認)
- ② 1階運動場側教室の窓や出入口を施錠し、ロックをかけ、カーテンを引く。
西玄関も施錠する。
- ③ 保健室在室児童は、鍵をかけ保健室で待機する。
- ④ 教室出入口にバリケード(主に机やいすを利用して)をつくり、児童は出入口より離れて静かに待機させる。
- ⑤ 次の指示があるまで、教室で待機する。

【避難指示】・・・隔離ができず、避難したほうがよいと判断したとき

「これから集会を開きますので、全員運動場に集合してください。
〇〇階段を使用してください。(避難経路の指示)」

《児童への指導》

- ①緊急放送を、その場で、静かに聞かせる。(避難経路の確認)
- ②学習用具等はそのままする。1階運動場側の窓を施錠する。
教室や廊下の窓を閉め、廊下に整列する。
- ③人数確認後、避難指示に従って避難を始める。
- ④運動場(くすのき前)に朝会の隊形にならぶ。
- ⑤運動場での体育授業、休憩や清掃等で運動場にいる児童は、くすのき前に集まる。
- ⑥朝会の隊形に並び、担任(授業者)は速やかに点呼を行い、教頭に報告する。

■注意事項

- ※1. 基本、専科授業では、児童への指示・誘導は専科教師が行う。
- ※2. 専科授業の担任教師は、学校長の指示のもと、適切な行動をとる。
- ※3. 保健室にいる児童については、養護教諭が避難させる。
- ※4. 児童名簿など、体育館での人員確認時に、点呼に利用できる名簿を携行する。
- ※5. 階段や通路では、低学年を優先的に避難させる。
- ※6. 避難時は、私語を慎む。また、前の人をおさない、不必要に走らない等、速やかな避難行動がとれるようにする。

(不審者を興奮させず、児童がパニックに陥らないよう気を配る。)

■点呼報告の方法

「〇年〇組、男子〇名、女子〇名、計〇名、全員揃っています。」

「〇年〇組、男子〇名、女子〇名、欠席者〇名、計〇名、全員揃っています。」

来校者はインターホンを使い、要件を伝える。(勝手に入らない)→加古小ナビに記載

校門は必要時以外は施錠しておく。

職員はできるだけ携帯電話を持っておく。(緊急時の通報・連絡用)

9. 熱中症対策マニュアル

(1) 熱中症とは

熱中症とは

- ・ 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- ・ 死に至る可能性のある病態です。
- ・ 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- ・ 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

出典：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省）

○ 重病度分類と必要な処置



重症度Ⅰ度（軽症）

意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）

現場で対応し経過観察

涼しい場所へ避難して服をゆるめ体を冷やし、水分・塩分を補給しましょう。誰かがついて見守り、良くならなければ、病院へ。



重症度Ⅱ度（中等症）

吐き気がする・吐く
頭ががががする（頭痛）
からだがだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関を受診

すみやかに医療機関を受診しましょう。



重症度Ⅲ度（重症）

意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い

救急車を要請

救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却しましょう。



出典：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省）

(2) 熱中症警戒アラートの確認

①『熱中症特別警戒アラート』※1 発表時の対応

- ・授業日・登園日の場合は臨時休業とする。
- ・夏季休業日及び週休日の場合は、各種行事等は中止・延期とする。放課後児童クラブは実施なしとする。

※1 熱中症特別警戒アラートは、県内すべての観測地点で暑さ指数(WBGT)の最高値が35以上になると予想される場合に、環境省より発表(前日の14時頃)されます。

②『熱中症警戒アラート』※2 発表時の対応

- ・暑さ指数(明石)※3の数値を確認し、以下の(ア)(イ)場合には、学校が臨時休業も含め活動内容の変更または中止・延期を検討する。夏季休業日及び週休日と同様とする。
(ア) 前日17時頃の予測で、翌日の登校時間帯の暑さ指数が33以上の場合
(イ) 当日午前7時に、暑さ指数が33以上の場合
- ・臨時休業の場合は、放課後児童クラブも実施しない(気象警報発表時と同じ)。

※2 熱中症警戒アラートは、県内いずれかの地点で暑さ指数(WBGT)の最高値が33以上と予想される場合に、環境省より発表(前日の17時頃と当日の午前5時頃)されます。

※3 暑さ指数(明石)は、「熱中症予防情報サイト環境省ホームページ」の明石の数値を使用します。

(3) 暑さ指数(WBGT)の把握

暑さが見込まれる日は、暑さ指数計を用い、児童生徒の活動時間に活動場所で測定を行い、環境条件の評価を行います。

暑さ指数(WBGT)とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風(気流)の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(環境省・文部科学省)

- ・毎日10時・13時に暑さ指数、気温を測定し、チェック表に記入する。
- ・チェック表は職員室または保健室前の掲示板に掲示し、周知を促す。

【ポイント】

- 黒球を日射に当てる(黒球が陰にならない)
- 地上から1.1m 程度の高さで測定
- 壁等の近くを避ける
- 値が安定してから(10 分程度)測定値を読み取る

測定器に日射が当たらない、地面や朝礼台の上に直接置く、黒球を握る、通気口をふさぐなどの場合は、正確に測定できない可能性があります。



出典:「屋外日向日向の暑さ指数計の使い方」(環境省)

(4) 熱中症予防対策

① 事前の対応

児童生徒の熱中症予防について、全教職員で共通理解が図られるよう、毎年熱中症のリスクが高くなる時期を前に、研修の場を設ける。

② 児童生徒への指導

学級担任及び教科担任は、児童生徒が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導するとともに、各教科指導においても熱中症と関連付けた授業を行う等、教科横断的に自ら熱中症を予防できる資質・能力を育成する。

生活の仕方	・ こまめに水分摂取する。 ・ 運動強度に注意する。（休み時間の過ごし方など）
服装など	・ 通気性がよいものなど軽装を心がける。 ・ 外では帽子を着用する。
持ち物の準備	・ 水分補給のための水筒を持参する。 ・ 身体を冷やせるタオルなどを持参する。
家での生活	・ 朝食を摂取する。 ・ 十分な睡眠時間を確保する。
体調不良時	・ 体調不良時は申告する。 ・ 無理をしない。
登下校時	・ 外に出る前に水分を摂取する。 ・ 緊急時は躊躇せず助けを求める。

【暑さが見込まれる日の児童に対する確認事項等】

- 朝の健康観察等において、熱中症リスクが高い児童を把握しておくと共に、活動中の観察を十分に行う。（睡眠不足、朝食の欠食、体調不良者などの把握）
- 熱中症が起こりやすい日であることを理解させ、水分補給等に気をつけることや、体調不良があれば、お互いに声をかけあうなど、自らがいつでも申告できるように指導する。
- 授業の前後において、健康観察の徹底を行い、水分を補給したことを見届ける。

参考：「熱中症環境保健マニュアル2022」（環境省）

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）

③ 体育・屋外活動の制限

グラウンドや体育館での授業等においては、活動前に暑さ指数を測定し、暑さ指数が31以上の場合は、原則として運動を中止（管理職と相談のうえ判断）する。

また、水泳指導においても、プールサイドが高温になることや水中での発汗・脱水があることに留意し、教育活動を行う。

熱中症予防運動指針

WBGT (°C)	湿球温度 (°C)	乾球温度 (°C)	熱中症予防運動指針	
31以上	27以上	35以上	運動は原則禁止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合は中止すべき。
28～31	24～27	31～35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25～28	21～24	28～31	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきぐらいに休憩をとる。
21～25	18～21	24～28	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21未満	18未満	24未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGT（暑さ指数とも呼ばれる）の使用が望ましい。

2) 乾球温度（気温）を用いるときは、湿度に注意する。湿度が高いときは1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人： 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

出典：日本スポーツ協会

④ 各種行事への対応

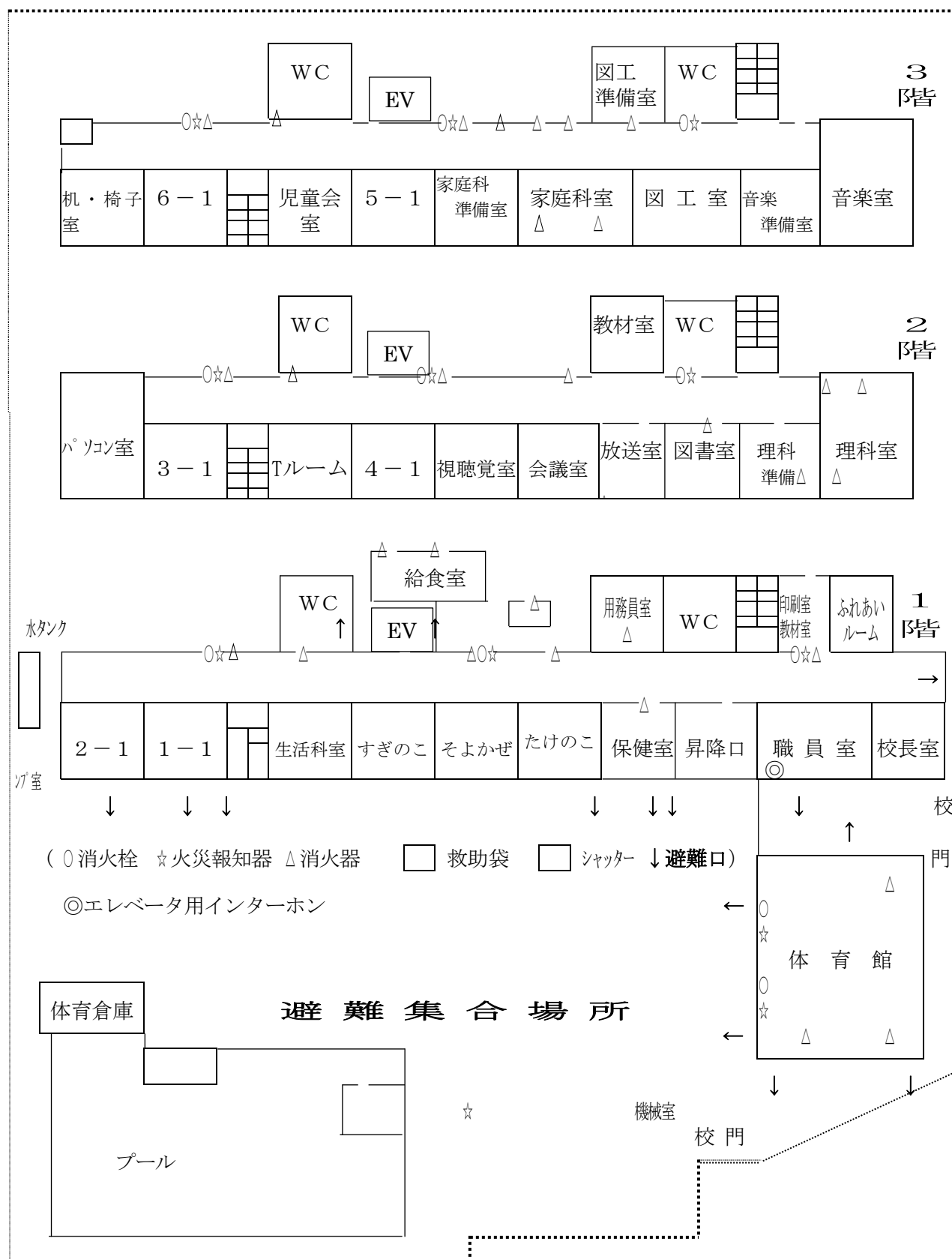
運動会、校外学習等の各種行事を実施する場合には、計画段階から安全管理に配慮した内容になっているかを十分に確認する。特に行事前日に発表される熱中症警戒アラート等を参考に、安全に行事を実施できるかを確認する。

⑤ 保護者への情報提供

熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、暑さ指数に基づく運動等の指針、熱中症警戒アラート時の対応等、稲美町教育委員会から発出されている「熱中症予防のための対応について（お知らせ）」を活用し周知する。また、学校ホームページや学校通信等を活用し、周知に努める。

資料 1

避難口及び防火用設備図



保護者の皆様

稲美町立加古小学校長 野邊 久美

引き渡し訓練について

春暖の候、皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は学校教育に深いご理解と温かいご支援をいただき、誠にありがとうございます。

本校では例年 4 月末に引き渡し訓練を実施しております。これは、非常事態(大地震・台風・天候の急変・事件等)が発生した場合に備えて、児童を安全に帰宅させるために、保護者の皆様に学校まで迎えに来ていただき、直接児童を引き渡すというものです。

以下の内容を読んでいただき、引き渡し訓練が円滑に行われますよう、ご協力よろしくお願いします。

記

1. 日時： 令和 7 年 4 月 26 日（土） 授業参観後 11 時 45 分～（雨天決行）

2. 訓練の手順

（1） 南門（プール側）より来校ください。

※暴風雨警報の発令を想定して行います。その際使用される交通手段で来校してください。

※車の移動は南門から入り、東門（保育園側）から左折で出る一方通行で行います。

（2） 運動場に車を止め、保護者は児童用昇降口（東側）より校舎へ入って下さい。

（3） 安全対策として、東階段は上り、西階段は下り専用の一方通行とします。

※各フロアは原則として右側通行でお願いします。

※兄弟のいる家庭は、上の学年の児童から引き取りに来て下さい。

（4） 職員が教室の前の入り口で児童の引き渡しを行います。

[引き渡しの例]

①保護者：「(児童の名前) の (続柄・関係) の (自分の名前) です。」

②職員：該当の児童を呼び、「こちらの方はどなたですか。」と尋ねます。

③児童：「わたしのお母さんです。」

④職員：引き渡しを行います。

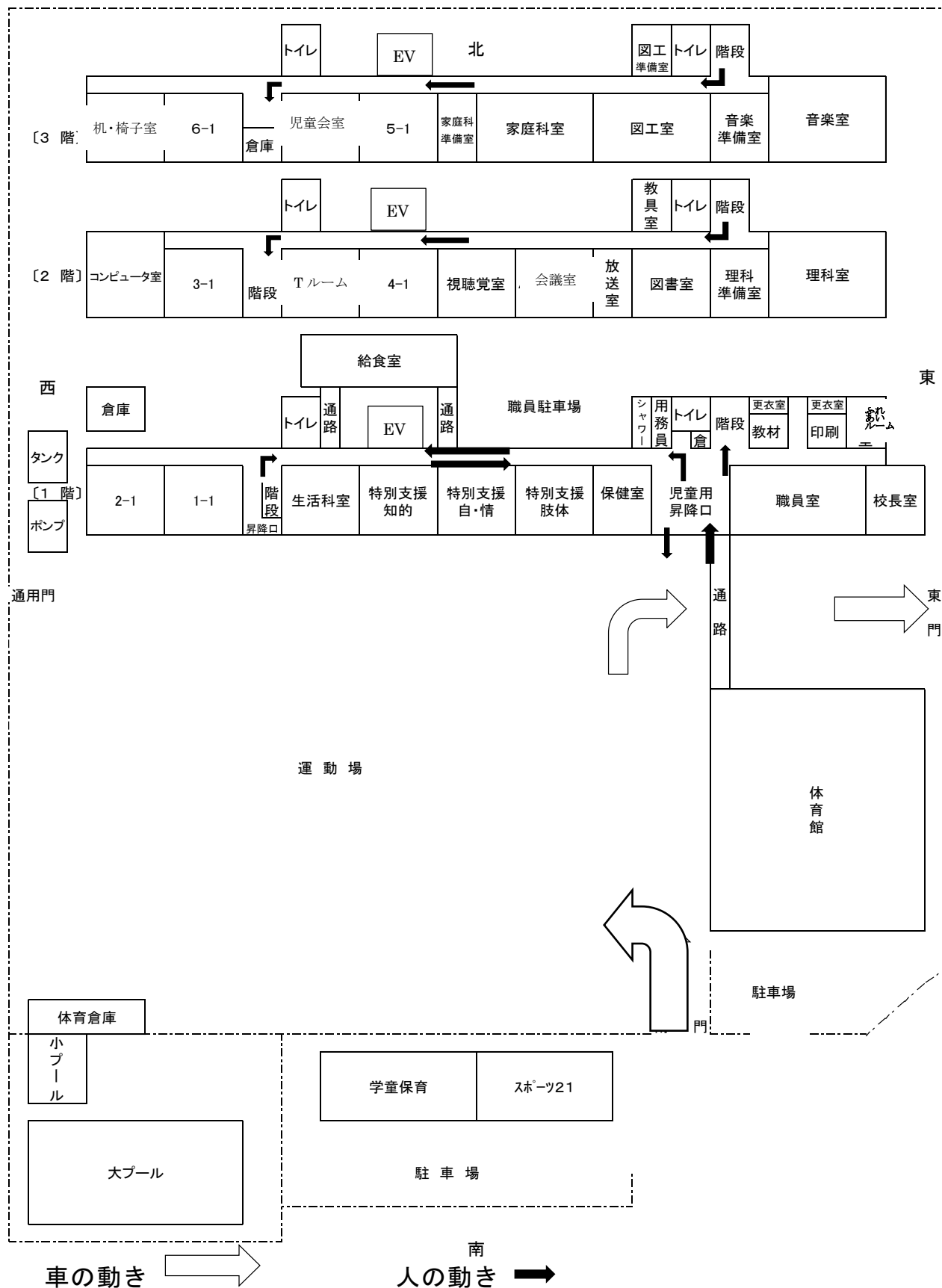
（5） 東門（保育園側）よりお帰りください。

お願い

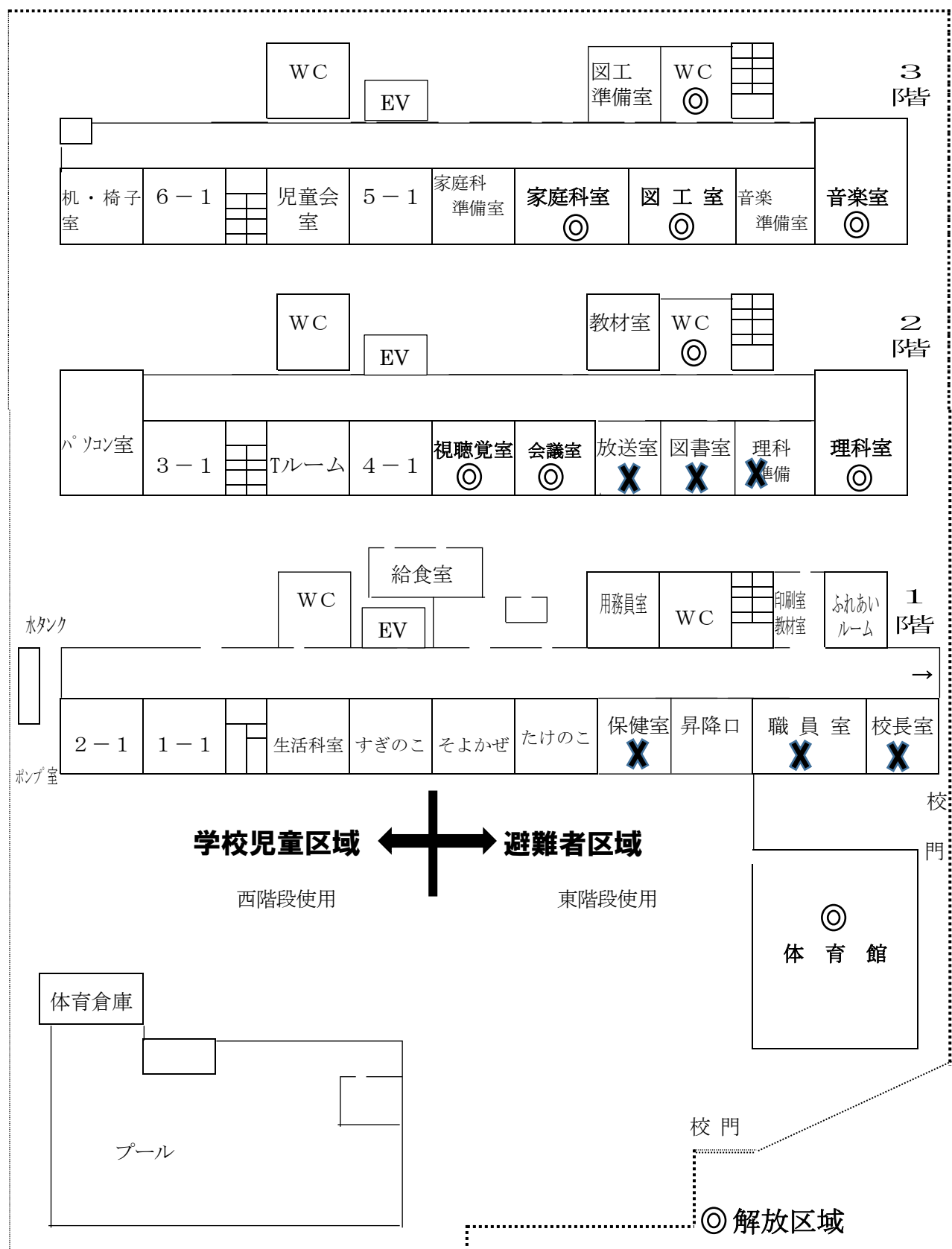
- ・引き渡しは、「個人情報・児童引き渡しカード」の「引き取り者名」に書かれた方に行います。
- ・引き取りに来られる時刻が遅くなる場合は、学校へ電話連絡して下さい。

資料 3

加古小学校敷地図



避難所解放区域



資料 4

加古小災害時アクションカード						
校 長 用						
人物	場所	役割分担				
校長	校長室	総括				
STEP 1 児童の安全確保 ・校内の状況を把握し、一次避難場所と経路を決定する。（平時に、事前に協議・確認） ・災害時に関する情報を収集する。 ※児童の安全を最優先、教職員の安全も確保、冷静沈着に・的確に指示を与える。 ・自身の身の安全も確保する。 <table border="1"> <tr> <td>一次避難場所</td> <td>運動場（くすの木前）</td> </tr> <tr> <td>二次避難場所</td> <td>体育館</td> </tr> </table>			一次避難場所	運動場（くすの木前）	二次避難場所	体育館
一次避難場所	運動場（くすの木前）					
二次避難場所	体育館					
STEP 2 避難 ※校内の防災対策本部を総括する。 ・情報収集ができるように、<u>スマホ・ラジオ等</u>を持って避難する。 ・防災関係機関等の書類を持ち出す。 ・学校施設・設備などについての被害状況を確認し、集約する。 ・一次避難場所で危険な時は、二次避難場所へ速やかに移動するように指示する。						
STEP 3 避難後の児童の安全確保 ・学校・地域の被害状況を確認・集約し、安全に移動させる。						
SREP 4 避難した後の学校の対応 ・災害に関わる安全が確認できるまでは、避難場所で待機する。 ・情報収集、二次被害の危険性などの状況把握。 ・町教委へ、状況を報告。（児童・教職員の安否確認、施設・設備等の被害状況） ・校舎等の被害状況の把握及び危険個所の立ち入り禁止等の措置 ※（全教職員）学校が避難所となった場合、避難所運営支援を行う。						
STEP 5 保護者への児童引き渡し ・担任等に、保護者への引き渡しを支持する。						

※各自、役割や行動を把握し、今後、考えられる行動を記入していく。

人物	場所	役割分担
教頭	職員室	総括補佐

STEP 1 児童の安全確保

- ・校内の状況を把握し、一次避難場所と経路を決定する。（平時に、事前に協議・確認）
- ・災害時に関する情報を収集する。
- ・決定した一次避難場所へ避難するよう校内放送等で支持をする。
（注）出張等で教頭不在時は、教務・事務教諭等が行う。

・校内放送

- ① 「地震が発生しています。校舎内にいる人は近くの教室に入り、机の下に避難しなさい。校舎の外にいる皆さんは、校舎から離れて待ちなさい。」
- ② 「地震がおさまりました。児童の皆さんは、近くにいる先生の指示に従い運動場に避難しましょう。」

一次避難場所	運動場（くすの木前）
二次避難場所	体育館

STEP 2 避難

- ・情報収集ができるように、スマホ・ラジオ等を持って避難する。
- ・防災関係機関等の書類を持ち出す。
- ・学校施設・設備などについての被害状況を確認し、集約する。
- ・担任より、全クラス・全学年の児童の人員と安否を確認する。

STEP 3 避難後の児童の安全確保

- ・学校・地域の被害状況を確認・集約し、安全に移動させる。
- ・担任より、全クラス・全学年の児童の人員と安否を確認する。

SREP 4 避難した後の学校の対応

- ・可能な限り、様々な災害情報を収集する。
- ・外部（メディア）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）
- ・関係諸機関等への報告・連携を行う。
（警察、消防、医療機関、PTA等）

※（全教職員）学校が避難所となった場合、避難所運営支援を行う。

STEP 5 保護者への児童引き渡し

- ・児童、保護者の待機場所を設定する。
- ・保護者に引き渡しの連絡を行う。（デジタル連絡ツール）

※各自、役割や行動を把握し、今後、考えられる行動を記入していく。

人物	場所	役割分担
学級担任・授業者	教室他	児童の避難誘導・安全確保

STEP 1 児童の安全確保

- ・出入口を確保し、教職員自身の身の安全も確保する。
- ・大きな声で、的確な指示。「まず低く 頭を守り 動かない」

一次避難場所	運動場（くすの木前）
--------	------------

二次避難場所	体育館
--------	-----

STEP 2 避難

- ・大きな声で的確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、戻らない」
- ・落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。
- ・児童名簿などを携帯する。
- ・支援が必要な児童の対応に、特に留意する。

STEP 3 避難後の児童の安全確保

- ・児童の安否確認をする。（点呼を取り、教頭に報告）

STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・災害に関わる安全が確認できるまでは、避難場所で待機する。
- ・緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡を行う。
- ・児童の不安に対する対応を考慮する。
- ・校長、教頭の指示に従い、係の活動（マニュアルP2 参照）を行う。

※（全教職員）学校が避難所となった場合、避難所運営支援を行う。

STEP 5 保護者への児童引き渡し

- ・引き渡しのルールに従って、引き渡しカードで確認し、保護者に引き渡す。
- ・連絡がつかない児童は、連絡がつくまで学校で預かる。

※各自、役割や行動を把握し、今後、考えられる行動を記入していく。